

## ワークショップについて（意見概要）

### < 名称 >

市民参画条例の他に次のようなものが出ました

市民がつくるまちづくり条例、あなたが主役のまちづくり条例、下関まちづくり条例障害者・高齢者条例、明るい社会づくり条例、自然環境保護条例、

### < 情報の提供と共有のあり方 >

- 参加意識の醸成
- わかりやすい行政・正しい情報・説明責任・垣根を低く
- 市報の改善、広報活動の充実、「よく聴く課」の設置
- 市民が提案する能力をつける（アドボカシー）
- 市民同士が学びあう
- 出前講座が自治会へも出向く

### < 立案・実行における参画の確保 >

- 市の中に参加できるシステムづくり
- 公共施設建設、公園、道路などに民意が反映できる仕組み
- 男女比同等・年齢別参画
- 市政のプロセスに参加する人数・割合の明記
- 教育・福祉等の各分野での協働推進（会議、調査、研究）
- 縦割行政の改善等の行政組織改革

### < 参画できる施策の範囲 >

- 限定せず、原則すべてとする

### < 市民活動活性化・市民参加促進への支援 >

- 情報交換しやすい環境を整える
- 助成金（含める・含めない両論有） 税の優遇措置
- 人材育成・掘り起こし（マイスター制度）

- 委託を実施
- 自主性を尊重しつつ、かつ、なんでも団体に押し付けない
- 支所単位で活動の促進を
- 市民全体が参画の主体であり責任をもつ、自覚向上
- 市民活動へ参加・理解・協力する
- 自治会の活性化
- 若い世代の参加
- 施設の利用・開放・活用（公民館等）、実費を取る場合の配慮
- NPO 等支援センターを市役所の外に出す

< 役割分担（責任・関係） >

- 市民活動団体と市の役割分担を明確化

< 第3者機関 >

- まちづくり提案を継続協議する
- 本当に参画できているかのチェック機能
- 支所単位に分会を設置

< その他 >

- わかりやすい文章、文字が読めない人への配慮

< 追加項目等 >

- 市街地活性化
- 市町村合併
- “パートナーシップ”という言葉は難しく使わない方がよい
- 性急に条例をつくりすぎである
- 山口県と下関市の連携
- 障害者・高齢者・若者の雇用確保
- バリアフリー社会の促進
- 低床バス・福祉タクシーの充実、100円バスの導入